

管理職

・いじめ防止等のための基本方針 ・いじめ問題対策委員会の組織 ・保護者、地域との連携

いじめ問題対策委員会

【構成員】

校長・教頭・生活指導担当・学年生活指導担当
 児童支援・養護教諭・該当担任学年
 ・特別支援教育コーディネーター
 スクールカウンセラー
 (+必要に応じて校長に指名されたもの)

いじめ認知→早期解決

- ・いじめ防止等のための基本方針の見直し、改善
- ・年間指導計画の作成、実施、改善
- ・校内研修会の企画・実施
- ・アンケートの結果、報告等情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・要配慮児童への支援方針

未然防止

- 学習指導の充実
 - ・学習における規律づくり
 - ・学びに向かう集団づくり
 - ・意欲的に取り組む授業研究
- 特別活動の充実
 - ・学級活動の充実
 - ・清掃活動の充実
- 教育相談の充実
 - ・面談の実施
 - ・スクールカウンセラーの活用
- 人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
- 情報教育の充実
 - ・情報モラルの指導の充実(インターネットやSNSについての指導)
 - ・ネット犯罪防止講演会の開催
- 保護者・地域への啓発
 - ・いじめ防止等のための基本方針の周知
 - ・オープンスクール・授業参観の実施
 - ・地域行事への積極的参加
 - ・地区懇談会への参加

早期発見

- 情報の収集
 - ・教員の観察による気づき
 - ・養護教諭からの情報
 - ・専科からの情報
 - ・関係機関からの情報
 - ・児童・保護者・地域からの情報
 - ・登下校指導
 - ・給食・清掃指導
 - ・アンケートの実施
 - ・懇談会における情報
- 相談体制の確立
 - ・相談窓口の設置・周知
 - ・スクールカウンセラーの活用
- 情報の共有
 - ・報告の徹底
 - ・職員会議等での全職員の情報共有
 - ・要配慮児童の実態把握
 - ・次年度への申し送り事項の徹底